

中小企業チャレンジ支援事業補助金

補助対象者	町内に本社又は事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者
補助対象事業	<p>(1) 販路開拓事業</p> <ul style="list-style-type: none">・中小企業者が新たな販路の開拓を目的とした事業 <p>(2) 生産性向上支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">・中小企業者が業務効率化又は省エネルギー機器の導入等に取り組み、生産性向上を目的とした事業 <p>(3) 新分野展開事業</p> <ul style="list-style-type: none">・中小企業者が新事業活動に取り組み、収益力の向上及び業績の向上を目的とした事業 <p>(4) 空き店舗等活用事業</p> <ul style="list-style-type: none">・中小企業者が空き店舗等を取得又は借り上げて実施する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、観光業若しくはその他町長が特に認める事業であって、5年以上継続して営業し、概ね月20日以上かつ1日5時間以上の営業をすることが見込まれる事業 <p>(5) 養老P a y 推進事業</p> <ul style="list-style-type: none">・養老町商工会が発行する商品券（電子版）を取り扱うQRコード決済アプリ「養老P a y」の導入及び推進を目的とした事業
補助対象期間	令和5年1月31日までに補助事業が完了するもの
補助金額	補助率：補助対象経費の1/2 ※補助限度額は、事業内容により異なります
申請方法	<ul style="list-style-type: none">・中小企業チャレンジ支援事業補助金交付申請書に必要書類を添付の上申請書を提出してください ※養老町商工会に加入し、支援を受ける必要があります・申請書類は養老町公式ホームページからダウンロード、もしくは養老町産業観光課の窓口並びに養老町商工会でお受け取りいただけます



◆お問合せ先◆

養老町役場 産業建設部 産業観光課

所在地：〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田798番地

電話番号：0584-32-1108 e-mail:09sangyo@town.yoro.gifu.jp